

令和2年

(案)

資料1

秋の全国交通安全運動

令和2年9月21日(月)～9月30日(水)

～世界一の交通安全都市TOKYOを目指して～

9月30日(水)は交通事故死ゼロを目指す日です

第8回東京都交通安全ホスターコンクール(令和二年度実施)
知事賞 練馬区立練馬小学校五年 奥山 萌枝(おくやま もえ)さんの作品



東京都／首都交通対策協議会



東京都からみなさんへ

都民のみなさん、こんにちは。東京都知事の小池百合子です。

都内では、重大交通事故が多く発生しており、とりわけ歩行者の安全を確保することは、重要な課題となっています。運転される方は、スピードを出し過ぎないようにするとともに「歩行者ファースト」の運転を心掛けましょう。横断歩道を渡ろうとする歩行者がいるときは、横断歩道の手前で一旦停止し、歩行者が安全に渡れるようにしてください。交差点においても、歩行者の安全確認の徹底をお願いいたします。

歩行者や自転車の方は、基本的な交通ルールを今一度確認し、「信号を守る、道路に飛び出さない」など、交通事故に遭わないための正しい行動をとるようにしてください。

特に高齢ドライバーの方には、先進安全技術を搭載した「セーフティ・サポートカーS」や、現在東京都で補助を行っている、アクセルとブレーキの踏み間違え時の急加速を抑制する安全運転支援装置の取付けをお勧めします。また、運転に自信がなくなった方、家族から運転が心配と言われた方は、ぜひ一度、都内の警察署に相談してください。運転免許の自主返納などの確かなアドバイスがもらえると思います。

悲惨な交通事故を無くして、「世界一の交通安全都市TOKYO」を一緒に実現していきましょう。



東京都知事
小池百合子

自動車の運転をやめられた後の生活サポートについて

運転経歴証明書

運転免許をお持ちの高齢者のみなさまが運転をやめられた際の生活をサポートするため、高齢者運転免許自主返納サポート協議会による「運転経歴証明書」を提示した場合は様々な優待が行われています。「運転に自信がなくなった」「家族から運転が心配と言われた」という方、運転をやめるかお悩みの方は、お近くの警察署にご相談ください。



有効な免許を自主返納する方、自主返納してから5年以内の方、平成28年4月1日以降に免許を失効して現在有効な免許を有していない方は、運転経歴証明書の交付を申請することができます。

自動車の運転をやめられた高齢者のみなさまに対する生活サポートの趣旨に賛同した企業、店舗、文化施設等により、様々な優待制度が行われています。運転経歴証明書の交付を受けた年齢65歳以上の方は、お持ちの運転経歴証明書により、東京都の「高齢者運転免許自主返納サポート協議会」の加盟店や一部の美術館等で各種優待を受けることができます。

引越し料金の割引 個人タクシーや一部の法人タクシー料金等の割引 テリバリー利用時のサービス 美容室利用時の特典

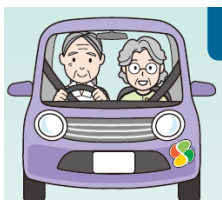
みなさまをサポートします！

メガネ・補聴器等購入割引 定期預金の金利優遇

温浴施設等の割引 自転車の出張修理 セニアカー購入の割引、プレゼント等 美術館の入館料割引等

「安全運転支援装置」の購入設置の補助を行っています

東京都では、今年度70歳以上（昭和26年4月1日以前生まれ）となる都民の皆さまを対象に、アクセルとブレーキを踏み間違えた際の急加速を抑制する安全運転支援装置の購入・設置を補助しています。補助を希望される場合、所定の要件を満たしているほか、自動車税の滞納がないこと等について、ご予約いただく必要があります。購入・設置の手続きや装置の対応車種・性能、在庫状況は取扱事業者にご相談ください。



東京都 安全運転支援装置

検索

取扱事業者の一覧
はこちらから

「東京都高齢者安全運転支援装置設置補助制度」に関するお問い合わせ先

東京都 都民安全推進本部 総合推進部 交通安全課
電話 03-5321-1111 内線21-799

QR

ドライバーの皆さん、歩行者を交通事故から守りましょう！

横断歩道は歩行者優先です。

信号機のない横断歩道を渡ろうとする方がいるときは、横断歩道の手前で一時停止してください。横断しようとする歩行者又は自転車がないことがはっきりしている場合を除き、徐行しなければなりません。



※ダイヤモンド

この標示の先には「横断歩道」または「自転車横断帯」があります。減速して歩行者等がいらないか確認した上で、安全に進行してください。

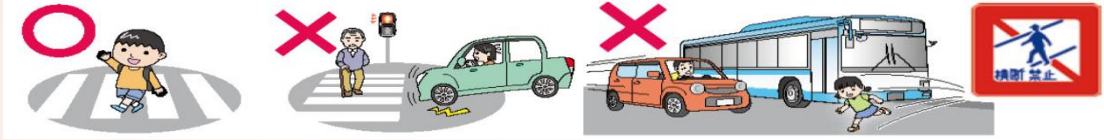
※道路交通法第38条「横断歩道等における歩行者等の優先」罰則3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

歩行者の皆さんへ！

交通ルールを守りましょう！

歩行者は横断歩道を渡りましょう。

横断禁止場所での道路横断はやめましょう。「信号無視」や「斜め横断」、「車のかげからの飛び出し」などはとても危険な行動です。絶対にやめましょう。



横断は3つのアクションで安全に！

本年は、歩行者が当事者となる事故が増加しています。道路を横断する際には、交通ルールを守ることに加えて、ドライバーに対して横断する意思をはっきりと示すことが事故防止につながります。みなさんの大切な命を守るために横断歩道を渡る際の「簡単で効果的な3つのアクション」を実践するようにしましょう。

顔を車両の方向に向ける



手を出して 車両に合図する



安全な場所で 足を一歩踏み出す



保護者の方へのお願いです！

本年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、新学年当初から学校が休校となるなど、多方面で影響が出ており、新たに進学されたお子様に対する交通安全教育のための十分な時間を確保することが困難な状況です。

東京都教育委員会が作成した安全教育動画「見て学ぼう安全」や警視庁公認交通安全広報専用サイトでは、交通安全をわかりやすく説明する動画を掲載しています。

お子様が道路を安全に利用できるよう、ぜひ、親子で視聴していただき、正しい道路の横断の仕方や安全な自転車の乗り方などをご家庭で教えてあげてください。

東京都教育委員会
作成安全教育動画
「見て学ぼう安全」
はこちらから！

警視庁公認
交通安全広報専用サイト
「TOKYO SAFETY
ACTION」はこちらから！

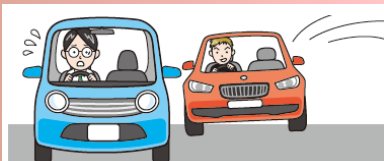
QR

QR



「あおり運転」に関する法律が改正されました！

6月の道路交通法改正により、他の車両の通行を妨害する目的で「急ブレーキをかける」「著しく車間距離を詰める」「急な進路変更」等の違反行為が「妨害運転違反」として処罰対象となりました。これらの運転行為による違反は3年以下の懲役または50万円以下の罰金、また、高速道路本線上で相手の車を停止させる等、著しい危険を生じさせた場合、5年以下の懲役または100万円以下の罰金と定められました。



また、妨害目的で、重大な危険が生じる他車の前での停止、高速道路での前方停止、急接近などの行為など、あおり運転の一部の行為は「危険運転致死傷罪」に含まれることとなり、その結果人を負傷させた場合15年以下の懲役、人を死亡させた場合1年以上の有期懲役が罰則に定められています。いずれの場合も、直ちに免許取消処分該当となる違反点数が科されます。また、自転車のあおり運転も「危険行為」と規定され、自転車運転者講習の受講が義務付けられるようになりました。あおり運転は危険極まりない行為です。絶対にやめましょう。

令和2年秋の全国交通安全運動における東京都の重点は次に掲げる4項目です。

重点① 子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保

保護者の方へ

道路への飛び出し、道路でのふざけっことはとても危険な行為です。道路で遊ぶことも絶対にやめましょう。保護者の方は、特に、小さな子供からは目と手を放さないようにしてください。

高齢者の方へ

高齢者の交通事故死者数は全死者数の約4割を占め、そのうちの約6割は歩行者です。歩き慣れた道でも、信号無視や横断禁止場所横断などのルール違反はやめましょう。

歩行者の皆さんへ

寝込み事故をなくしましょう

お酒を飲んで道路に寝込んでしまい、車に轢かれる痛ましい事故が発生しています。お酒を飲んだ時は、家に帰るまで気を引き締めましょう。

自転車を利用される皆さんへ

夕暮れ時や夜間は、相手側に自分の位置を知らせることで、交通事故を防ぐことができます。

暗くなったら、自転車のライトを点灯し、反射材用品を身につけて、「自分の存在をアピール」し、交通事故を防ぎましょう。

自転車を利用する際は、大人も子供もヘルメットをかぶりましょう。

東京都では、本年4月1日から、自転車を利用する皆さんの保険(※)加入が義務化されました。万が一の交通事故に備えて保険に加入しましょう。



重点② 高齢運転者等の安全運転の励行

高齢ドライバーの方へ

加齢に伴う身体機能の変化を考慮し、スピードを控えたゆとりのある運転をしましょう。

「セーフティサポートカーS（サポカーS）」やアクセルとブレーキの踏み間違い時に安全を確保する安全運転支援装置等を搭載した車両の活用をお考えください。

体調のすぐれない時は運転を控えるなど、安全運転に心がけましょう。

重点③ 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止

○ 反射材を活用しましょう

日没時間が早くなり、夕暮れ時などの重大交通事故が増加する傾向にあります。

明るい服装や反射材用品を身につけるなど、ドライバーに自分の存在をアピールしましょう。

○ 飲酒運転は絶対にやめましょう

飲酒運転は犯罪です。

飲酒運転のおそれのある人に対する車両等や酒類を提供する行為、酒気を帯びている人の運転する車両に同乗する行為も罰せられます。

自転車も飲酒運転禁止の対象です。



● ハンドルキーパー運動

車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が車の運転を担当することにより、飲酒運転の根絶を目指すもの。



重点④ 二輪車の交通事故防止

交差点を通過する際には、安全確認をしっかりと行いましょう。

カーブの手前では、十分に速度を落としましょう。

車の中のすり抜けや無理な追い越しは大変危険なので、絶対にやめましょう。

ヘルメットのあごひもをしっかりと締めて、胸部・腹部を守るプロテクターを着用しましょう。



(※) 自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償するための保険又は共済

東京都都民安全推進本部 交通安全課

<https://www.tomin-anzen.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/>

令和2年9月発行 登録番号(2)6
令和2年秋の全国交通安全運動推進要領
編集発行 東京都都民安全推進本部
総合推進部 交通安全課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話03-5321-1111(内線21-797)